

除雪支援ボランティア募集のお知らせ



概ね10cm以上の積雪がある場合に、高齢者など自力で除雪することが困難な世帯への除雪に協力していただけボランティアを募集します。『除雪を支援できる方』と『ボランティアを利用される方』それぞれの登録が必要ですので、お住まいの地区の行政区長さんへご相談ください。

ボランティアとして登録できる方

- 対象者 除雪できる機械を所有し、安全に除雪作業ができる方
- 活動内容 機械を利用した、利用登録者の自宅の除雪
- 報酬 除雪1件につき2,000円(利用者負担金500円+村助成金1,500円)除雪機械(トラクター等)の任意保険料3カ月分(上限5,000円)

除雪ボランティアを利用できる方

- 対象世帯 次のいずれかの項目に該当し、自力での除雪が困難な世帯
- ①高齢者のみの世帯
- ②体が不自由なために除雪作業が困難な世帯
- ③疾病による入院等で除雪作業が困難な世帯
- ④上記に準じるなど行政区長が必要と認める世帯
- 利用料金 1回の除雪につき500円

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253
又は、お住まいの地区の行政区長



除雪機械をお持ちで、ボランティアに協力できる多くの方の登録をお待ちしています。

村道の除雪・融雪にご協力をお願いします

除雪作業は、積雪が10cm以上になった時に幹線道路から順次行います。また、融雪作業は凍結のおそれがある場所や凍結している時に行います。作業を効率よく行うため、ご理解とご協力をお願いします。

○除雪車には近づかないで

除雪車は前進後退を繰り返すことがあります。危険ですので、作業中は近づかないようにしてください。

○路上駐車はやめましょう

道路への駐車や路肩への資材等の放置は、除雪・融雪作業の支障になるばかりでなく、交通事故の原因にもなりますので、絶対にしないようお願いいたします。

○出入口の除雪はご家庭で

除雪作業は皆さんのご協力のもとに成り立っています。「除雪車が出入口に雪を置いていくので困る」との苦情がありますが、除雪作業によって各戸出入口に寄せられた雪は皆さんで取り除くようご協力をお願いします。

○障害物や危険箇所には目印を

積雪により構造物等が雪で隠れてしまい十分に確認できない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、旗竿を立てるなどの方法でお知らせください。

○歩道の除雪

歩道の除雪は学校周辺に限り行います。それ以外の歩道の除雪は、地域の皆さんのご協力をお願いします。

○生垣や立木の維持管理を

降雪によって倒れそうな道路沿いの生垣や木竹等がある場所、又は倒れたときは、所有者において伐採処理されますようお願いいたします。

◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8515

寒さは水道の大敵 水道凍結防止について

本格的な冬になると、水道管や蛇口が凍って破損する事故が多くなります。大切な水を無駄にしないため、早めに冬対策を講じましょう。

【凍結を防ぐポイント】

○夜間、又は長時間水道を使わないときは、必ず水抜きをする。手順は水抜き栓のハンドルを止まるまで回し、蛇口を全部開ける。

○給水管や蛇口には、保温材や毛布等を巻き、その上から漏れないようにビニールテープ等を巻きつける。また、電熱式凍結防止器を使う方法もあります。

○水道メーターのボックス内には、ビニール袋に入れた発砲スチロールや毛布等の保温材を入れる。

◆凍結や漏水した時は、水道工事指定店へ直接連絡してください。

◆問い合わせ先

都市建設課 ☎341-8516



令和3年度固定資産税の軽減措置制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等について、令和3年度分の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の一部又は全部が減免されます。

◆対象者

以下の条件を満たす中小事業者等が対象となります。

- ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ※大企業の子会社は除く。
- ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ④令和2年2月から同年10月までの間における任意の連続する3カ月の収入(当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額)が、前年の同時期と比較して30%以上減少していること

◆対象となる固定資産

中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋及び償却資産
※土地や住宅用の家屋は対象となりません。

◆減免の割合

収入が30%以上50%未満減少している場合：2分の1
収入が50%以上減少している場合：全額

◆申告に必要な書類

- ①申告書(事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることなどについての誓約など)
※申告書には、中小企業庁の認定経営革新等支援機関等が発行する確認書等の原本が必要になります。申告書の様式は村のホームページからダウンロードできます。ご希望の方には郵送しますので、税務課までご連絡ください。

《認定経営革新等支援機関等とは》

認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所などのことをいいます。

- ②収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど。不動産賃料を猶予したことにより、条件を満たす不動産賃貸業者にあつては、猶予の金額や期間等を確認できる書類も必要になります。)
- ③家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)

◆提出期間

・令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

12月は「村税滞納整理強化月間」 ～納期限内納付にご協力をお願いします～

村では、村税の滞納額縮減と収納率の向上を目指し、12月を「村税滞納整理強化月間」とし税収確保に努めています。

村税は私たちが安心して健康に暮らすために、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで大切な財源ですので、期限内に納付をお願いします。納期が過ぎても未納の方は速やかに納付してください。

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せずに早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、納付できない理由をお聞かせください。

納期限が過ぎても未納の方には、督促状や電話・文書などで催告を行います。

また、村税などの滞納が続くと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金が加算されます。大多数の方が納期限内に納付されている中で、再三納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける方には、税負担の公平性や村民としての負担の義務を果たしていただくため、財産調査(金融機関、勤務先等)、財産の差押などの滞納処分を執行することになります。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513